

■経営者が変わる時の下記三法に係る許認可手続き

手続き		1. 旅館業法	2. 公衆浴場法	3. 温泉法
① 廃止届出 ↓	提出書類	様式第8号 営業の廃止届 添付書類：営業の許可指令書	様式第7号 営業の廃止届 添付書類：営業の許可指令書	様式11号 温泉利用に係る廃止届 添付書類：温泉利用許可指令書
	現在の経営者（許可を受けている者）による提出（廃止後10日以内に提出）。			
② 新規の営業許可申請 ↓	提出書類	様式第1号 旅館業営業許可申請書 【添付書類】 (1) 周囲100mの見取り図 (2) 施設の配置図及び平面図 (3) 入浴施設に係る給排水設備の系統図（ボイラー、ろ過器、消毒設備等があればその仕様書） (4) 消防法令適合通知書（原本） (5) 定款の写し	様式第1号 公衆浴場営業許可申請書 【添付書類】 (1) 施設の配置図及び平面図 (2) 浴槽の構造図（断面図、ボイラー・ろ過器・消毒設備等の仕様書） (3) 給排水設備の系統図 (4) 周囲300mの見取り図 (5) 最寄の既存公衆浴場からの距離を示した図 (6) 定款の写し	様式1号 温泉利用許可申請書 【添付書類】 (1) 誓約書 (2) 温泉の成分分析書 (3) 施設の平面図および配管図 (4) 施設の構造図 (5) 定款の写し (6) 温泉採取許可等の写し（広島県許可事項）
	新しい経営者による申請（各図面や定款など、内容の重複するものについては1部の提出で可）。 営業開始の一ヶ月前を目安に申請すること。			
③ 検査	留意事項	客室数、客室面積等の確認。 飲料水の残留塩素濃度の確認。 その他設備や構造に衛生上の問題がないか確認を行う。 手数料22,000円（検査時に徴収）	浴槽水の残留塩素濃度の確認を行う。 その他設備や構造に衛生上の問題がないか確認を行う。 手数料22,000円（検査時に徴収）	検査時に温泉採取許可の原本を確認する（広島県許可事項の引継ぎ等が適正に行われているか）。 手数料35,000円（検査時に徴収）
④ 許可	検査後、問題がなければ許可書を発行する。			

※その他関連する法令当に係る手続きに留意すること

消防法→消防法令適合通知書の交付を受けること（詳細は庄原消防署へ確認）。

食品衛生法→必要書類は県へ提出すること（広島県北部保健所生活衛生課）。

瀬戸内海環境保全特別措置法→氏名等変更届出書を提出すること（変更後30日以内に提出）。